

# 保険の種類と手続き

※各団体の代表者においては、会員へ保険内容・手続き等の周知をお願いします。

種類	対象となる事故	保険金		保険請求手続きと書類	対象とならない事故やケガ		
賠償責任補償	<p>市民団体の代表者が市民活動中に管理監督の不手際や指導、誘導のミス等によってスタッフや参加者又は第三者の生命若しくは身体に損害を与え、かつ、法律上の損害賠償責任を負う事故</p> <p>◎事故にあった人が枚方市民でなくても、団体の代表者に法律上の責任がある場合は適用となる</p>	<input type="radio"/> 1人 3,000万円まで <input type="radio"/> 1事故 3億円まで <input type="radio"/> 免責額なし  ただし、法令による賠償その他、これに類する給付を受ける場合は、全部または一部免責とする (普通傷害補償についても同様)		速やかに市に事故報告をする。 賠償責任に伴うその後の対応については、市及び保険会社と協議する。 <b>《書類》</b> 事故発生状況報告書、保険請求書、医師の診断書、事故証明書、示談書、医療費明細書、その他必要とする書類	<input type="radio"/> 故意または重大な過失による事故 <input type="radio"/> 地震等天災による事故 <input type="radio"/> 戦争、暴動等による事故 <input type="radio"/> 自動車、航空機、船舶の管理・使用・所有に起因する事故 <input type="radio"/> 動物による事故 <input type="radio"/> 未成年者のみで構成された団体による事故 <input type="radio"/> その他保険約款に定めのある場合の事故		
普通傷害補償	<p>市民団体の代表者やスタッフ又は参加者が市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来的事故</p> <p>◎市民、市内在学者、市内在勤者に適用となる</p> <p>◎スタッフとは、「団体の活動において、主催者側として準備や運営などに従事する人」をいう(市外居住者は除く)</p> <p>◎参加者とは、「市民団体が主催した市民活動に参加する市民・市内在学者・市内在勤者・市外居住者」をいう</p> <p>◎スタッフの事故として報告があった場合でも、代表者若しくはスタッフとしての活動中であることが確認できない場合は、参加者の活動として取り扱う場合がある</p> <p>◎保険適用期間は事故日から180日間であり、それ以降の治療については適用しない</p> <p>◎入院・通院保険金は重複する事はなく、通算して180日</p>	死亡	事故のケガがもとで事故日から180日以内に死亡した場合	スタッフ 参加者	400万円 200万円	①事故報告 事故状況等がわかる会員が、電話等ですみやかに市に連絡し②の用紙を受領	<input type="radio"/> 故意または重大な過失による事故 <input type="radio"/> 自殺、犯罪、闘争行為による事故 <input type="radio"/> 脳疾患、疾病または心神喪失による事故 <input type="radio"/> 無免許運転、酒酔い運転中の事故 <input type="radio"/> 地震等天災による事故 <input type="radio"/> その他保険約款に定めのある場合の事故
			後遺障害	事故の日から180日以内にそのケガにより後遺障害が生じた場合	共通	死亡額に別表の割合を乗じた額	②事故発生状況報告書 事故発生月の翌月末までに作成し市に提出。会員名簿または参加者名簿、その他必要な書類を添付
		入院	事故によるケガのための入院により医師の治療を受けた場合 ※事故日から180日を限度	スタッフ 参加者	日額5,000円 日額1,500円	③保険金請求書と治療申告書 治療完了後、保険金請求書と治療申告書(保険金請求額が10万円を超える場合は診断書)を保険会社に提出	<input type="radio"/> 自覚症状しかない頸椎捻挫症、いわゆる「むちうち症」または腰痛等で他覚症状のないものは対象とならない
			事故の日から180日以内にそのケガの治療を目的として所定の手術を受けた場合	共通	手術の種類に応じて入院保険金の10・20・40倍	④傷害保険請求書 本人(または親権者)が作成 ⑤診断書 医師にて記入(10万円を超える請求額または、保険会社から提出を求められた場合に必要) ⑥治療申告書 本人が記入。診察券または領収書の写しを添付	<input type="radio"/> 自覚症状しかない頸椎捻挫症、いわゆる「むちうち症」または腰痛等で他覚症状のないものは対象とならない
		通院	事故によるケガのための通院により医師の治療を受けた場合 ※事故日から180日以内で90日を限度	スタッフ	日額3,000円	⑦保険金振込み 保険金査定後本人口座に振込みハガキ等で通知	<input type="radio"/> 自覚症状しかない頸椎捻挫症、いわゆる「むちうち症」または腰痛等で他覚症状のないものは対象とならない
			日常生活、または業務に従事することに支障のない程度にまで治った時以降の通院は対象とならない	参加者	日額1,000円		